

町田市と南多摩斎場組合との間における工事設計等の事務の委託に関する協  
議について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市と南多摩斎場組合との間における工事設計等の事務の委託に関する協議について

南多摩斎場組合から工事設計書の作成、工事の監督、工事の検査等の事務の委託を受けるため、同組合との協議により下記のとおり規約を定める。

記

町田市と南多摩斎場組合との間における工事設計等の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 南多摩斎場組合(以下「甲」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を町田市(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 工事の設計及び工事設計書の作成
- (2) 工事、工事の設計及び工事監理に関する監督及び検査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事に関連して必要と認められる事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、事務を受託する乙の条例、規則その他の規定等の定めるところによるものとする。

- 2 甲の管理者は、必要があるときは、乙の長に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び支払いの時期については、甲及び乙の長が協議して定める。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙の

長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

## 規約を定める理由書

南多摩斎場組合では、南多摩斎場組合同規約第10条第1項の規定により組織市の長の互選により管理者が選出され、設立当初から町田市長が選任されてきました。

このことから、南多摩斎場の施設に関する工事については、基本的な契約に関しては南多摩斎場組合で実施しているものの、専門的な工事設計書の作成、工事の監督、工事の検査等については南多摩斎場組合で実施することが困難であったため、従来から町田市の財務部や総務部に事務の依頼をしてまいりました。

しかし、南多摩斎場組合の工事設計等の事務を町田市に依頼することは、厳密には、一部事務組合の事務の一部を普通地方公共団体に委託する行為に当たるため、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、協議により規約を定めるものです。